申告書１・２　記入要領

(1)　申告書１・２とは

あなたの採用前の学歴、職歴、免許･資格について申告していただく書類(電子申請)です。あなたの初任給はこの申告書１・２の内容に基づいて決定されます。事実と異なる内容を申告した場合は、あなたの初任給の金額が変わり、その差額を返還していただくことがありますので、申告は正確に行ってください。

電子申請は一度しかできません。なお、２回以上電子申請があった場合は**２回目以降の申請は無効となりますので御注意ください。**

(2)　申告する内容

高等学校入学（技能職は中学校入学）から2024年３月までのあなたのあらゆる学歴、職歴です。学歴には予備校（大学受験予備校、公務員予備校など）や専門学校等も含まれます。職歴には正規職員以外（アルバイト等）の期間も含みます。

無職であった期間についても申告し、過去の履歴（2024年（令和６年）３月まで）において空白期間のないようにしてください。

〇人材派遣会社における職歴は、派遣元ではなく派遣先の状況（勤務先名称・職務内容・週日数・勤務時間等）について申告してください。

〇職歴のうち、他の団体等に出向していた期間がある場合は、勤務先名称の後ろに（出向）と記載し、出向先の状況（職務内容・週日数・勤務内容等）を申告してください。

〇免許・資格については、職務に直接必要なもの（受験資格に基づくもの・運転免許証）のみを申告してください。

〇学歴、職歴は20歴まで申告できます。転校・編入・転職等により申告書の入力欄が足りない場合は、総務局労務課給与係（045-671-2158）まで御連絡ください。

(3)　その他

申告内容について不明な点がある場合は、電話等により問い合わせをさせていただきます。

電子申請で使用できる字であっても、事務処理上使用できない字があります。できる限り**新字等に置き換えて**入力してください。

例）「ゝ」や「ゞ」など